令和５年度　戸籍住民票等証明発行事業

キャッシュレス決済機能付

セミセルフレジ導入

プロポーザル実施要領

伊豆の国市

１　趣旨

　　デジタル化による市民サービスの向上、非接触による感染症の予防対策のため、窓口におけるキャッシュレス決済機能付セミセルフレジを導入する。

２　事業の概要

（１）事業名

　　令和５年度　戸籍住民票等証明発行事業

キャッシュレス決済機能付セミセルフレジ導入

（２）事業内容

「令和５年度 戸籍住民票等証明発行事業 キャッシュレス決済機能付セミセルフレジ導入仕様書」のとおり

（３）納入期限

令和５年8月31日まで（初期設定を含む）

（４）提案限度額

　　　2,780,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（５）支払方法

納入完了後の一括払い

３　企画提案に参加するに当たり必要な資格

この企画提案に参加する者は、伊豆の国市契約規則を遵守した上、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）過去に企業または地方公共団体が発注した同種又は類似業務を元請けとして履行した実績を有すること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立がなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

（４）伊豆の国市暴力団排除条例 （平成24年伊豆の国市条例第10号）第２条に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

（５）国税、県税及び市税を滞納していないこと。

（６）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

４　実施の形式

　　「３企画提案に参加するに当たり必要な資格」を前提条件とした公募型プロポーザル方式とする。

５　選定スケジュール

選定スケジュールは以下のとおり。

なお、選定結果等についての問合せには応じない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 日　　時 | 注意事項 |
| 実施要領公表  （伊豆の国市ＨＰ） | 令和５年４月21日（金） | 質問票（様式第２号）は、電子メール等で提出してください。  口頭での質疑応答は行いません。 |
| 質問受付期限 | 令和５年４月28日（金） |
| 質問回答期限 | 令和５年５月10日（水） | 質問者への回答はHP上で公表します。 |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和５年５月17日（水）  午後５時必着 | 持参又は郵送により提出してください。 |
| 企画提案書等の説明 | 令和５年６月１日（木）  予定 | 総括責任者等が企画提案書等を説明してください。（１者につき20分程度） |
| 書類選考結果通知 | 令和５年６月９日（金）  予定 | 書類選考に参加したすべての事業者に通知します。 |

６　提出書類等

（１）公募型プロポーザル参加申込書（様式第１号）　１部

（２）公募型プロポーザル参加届出書（様式第３号）　１部

（３）企画提案書（様式第４号）　６部（正本１部、副本５部）

（４）業務経歴書（様式第５号）　６部（正本１部、副本５部）

（５）本業務の実施体制（様式第６号）　６部（正本１部、副本５部）

（６）見積書（税込）（様式任意）　６部（正本１部、副本５部）

（７）会社概要がわかる資料（様式任意、既存のパンフレット・会社案内等も可）１部

※見積書には代表者印を押印し、内訳書を添付すること。正本のみ押印し、副本は写しとする。

※提出書類等の副本については、社名を分からないようにすること。

７　企画提案書について

企画提案書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。

※　企画提案については、２（４）に示す金額の範囲内で、提案すること。

※　専門用語には注釈を付けるなど、わかりやすい表現で記載すること。

（１）書式等

①　用紙サイズはＡ４版縦型に横書きとすること。

②　散在しないような形で綴ること。

（２）記載項目

①キャッシュレス機能付セミセルフレジの仕様について

（取扱ブランドの種類や操作方法他）

②納付事務について

　（指定代理納付に係る取扱手数料率・支払方法他）

③保守・運用サポートについて

　（導入機器の保守の内容・導入後のサポート体制他）

８　選考方法について

（１）実施方法等

提出された企画提案書等について、プロポーザル審査表に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数により選定する。審査に当たっては、総括責任者等による説明を受けた後、質疑応答を行うことを基本とする。

（２）書類選考の結果について

企画提案を受けたすべての事業者に、選考結果を文書で通知する。

選考は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせや選考結果に対する異議申立ては受理しない。

９　失格事項

次の各事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

（１）「参加資格」の要件を満たさなくなった場合

（２）提出すべき書類に不備があった場合

（３）提出書類に虚偽の記載があった場合

（４）見積金額が委託金額の上限を超える場合

（５）選考の公平性を害する行為があった場合

（６）上記事項に定めるものほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、プロポーザル審査委員会が不適切であると認めた場合

10　その他留意事項

（１）この企画提案に参加する費用は、すべて事業者の負担とする。

（２）提出期限後の書類の修正又は変更は、承認しない。

（３）提案された実施体制の変更は、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとする。

（４）提出された書類の著作権は、参加する事業者に帰属する。ただし、発注者がこの選考結果の報告等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

（５）提出された書類は、返却しない。

（６）この企画提案に係る情報公開請求があった場合は、伊豆の国市情報公開条例（平成17年伊豆の国市条例第８号）に基づき提出書類の公開について判断する。

（７）参加申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

（８）企画提案書や見積書の作成等に必要な本市に関する資料は、市民課が提供する。これにより受領した資料等は、市の了解なく公表できないものとする。

11　提出・問い合わせ（事務局）

〒410-2292　静岡県伊豆の国市長岡340-1

伊豆の国市市民環境部市民課

電　話　055-948-2901（直通）

メール　naga\_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp

担　当　山本　佳苗